

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物保安室長

「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に
関する指針について」の一部改正について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 1 3 年総務省令第 4 5 号）が、平成 1 3 年 3 月 3 0 日に公付され、平成 1 3 年 5 月 1 日から施行されることとなりました。この改正により、積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクが国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する場合には、一定の構造及び設備の技術上の基準を不適用とすることとされ、また、移動タンク貯蔵所の車両に掲げることとされている標識の大きさについては、0.3 m 平方以上 0.4 m 平方以下とされ、0.4 m 平方より小さい標識を用いることが可能となりました。また、タンク内容積の計算方法についても改正がなされ、これに関する指針「タンクの内容積の計算方法について」（平成 1 3 年 3 月 3 0 日付け消防危第 4 2 号）が通知されたところです。

移動タンク貯蔵所の技術基準については、「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」（昭和 4 8 年 3 月 1 2 日付け消防予第 4 5 号。以下「4 5 号通知」という。）により指針を示しているところですが、今回の省令改正事項を中心に、当該通知の別紙の一部を下記のとおり改正しますので、執務上の参考としてください。

なお、貴管内市町村に対してもこの旨周知され、運用に遺漏のないようご配慮願います。

記

- 第 1 「4 5 号通知」別紙第 1 1 . 1 (1)中「(図 1-1、1-2)」を「(図 1-1)」に、「(図 1-3、1-4)」を「(図 1-3)」に改め、(2)中「単一車形式」の後に「(図 1-2)」を、「被けん引車形式」の後に「(図 1-4)」を加える。
- 第 2 「4 5 号通知」別紙第 1 1 . 2 中「規則」を「危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）」に改める。
- 第 3 「4 5 号通知」別紙第 1 1 . 2 . 1 (1)中「タンクの内側寸法により算定すること。」を「タンクの内容積の計算方法について」（平成 1 3 年 3 月 3 0 日付け消防危第 4 2 号）により求めること。」に改め、(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とする。
- 第 4 「4 5 号通知」別紙第 2 2 . 16 . 1 (1)ウを次のように改める。
ウ 標識の文字の大きさは、標識の大きさに応じたものとする。標識の文字の大

きさの例は次のとおり。

表 2 - 1 6 - 1 標識の文字の大きさ

標識の大きさ	文字の大きさ
300mm 平方	250mm 平方以上
350mm 平方	275mm 平方以上
400mm 平方	300mm 平方以上

第5 「45号通知」別紙第2 2.16.1(2)中「標識の取付位置は、」の後に「原則として」を加え、(2)ア中「視認性の劣るボンネット等の局面部、凸凹部等には設けないこと。」を「視認性の確保できる場所とすること。」に改める。

第6 「45号通知」別紙第3中「は、技術上の基準による区分として規則第24条の5第3項の規定を満足する箱枠を有するものとそれ以外に分類され、それぞれ」を削り、中「、第4号」を「、第5号」に改め、中「以外」を「及び以外」に、「規則第24条の5第4項」を「規則第24条の5第5項」に改め、をとし、の次にとして次のように加える。

国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動貯蔵タンクに係る積載式移動タンク貯蔵所

規則第24条の5第4項、第5項(第1号、第2号(すみ金具に係る部分に限る。)及び第4号を除く。)及び令第15条第1項(第2号から第5号まで及び第7号から第15号までを除く。)

第7 「45号通知」別紙第3中「規則第24条の5第4項」を「規則第24条の5第5項」に改め、「第3は積載式移動タンク貯蔵所の共通する基準である規則第24条第4項に係る事項を先に定め、その次に第3項に係る事項を定めるものとする。なお、」を削る。

第8 「45号通知」別紙第3 3.1見出し中「関係」の後に「(国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動貯蔵タンクについては、「3.1.2 緊結装置」のうち、すみ金具に係る部分に限る。)」を加える。